

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成25年11月26日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

| | |
|---|---|
| 定例会の追加提案事項について | 3 |
| 議員提出議案について | |
| 議員提出議案第 7 号 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 定例会の日程について | 3 |

議会運営委員会理事会記録

| | | | | |
|---------------|----------------|---------------------|-----------------|-------------|
| 日 時 | 平成25年11月26日(火) | | 午前9時15分～午前9時19分 | |
| 場 所 | 第1委員会室 | | | |
| 出席理事 (5名) | 理事 富本 卓 | 理事 脇坂 たつや | 理事 島田 敏光 | 理事 河津 利恵子 |
| | 理事 くすやま 美紀 | | | |
| 欠席理事 | | | | |
| 理事以外の 出席議員 | 議長 大泉 時男 | 副議長 渡辺 富士雄 | | |
| 出席理事者 | | | | |
| 事務局職員 | 事務局 長 与島 正彦 | 事務局 次長 朝比奈 愛郎 | 議事係 長 野澤 雅己 | 庶務係 長 本島 健治 |
| | 議事係 長 杉原 正朗 | 議会法務担当 係 長 付主 高田 二郎 | 調査係 長 小塩 尚広 | 担当書記 上野 和貴 |

(午前 9時15分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《定例会の追加提案事項について》

富本理事 初めに、定例会の追加提案事項について、事務局からの説明を願う。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。

職員の給与について確定したので、議案が提出される。

例年と同じく4議案。この後、議会運営委員会では区長のほうから説明がある。

富本理事 4議案が新たに追加されるが、よろしいか。——では、この後、議運で理事者のほうから説明があるので、よろしく願います。

《議員提出議案について》

議員提出議案第7号 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

富本理事 続いて議員提出議案第7号杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例である。

この件も、特別職報酬等審議会の答申に基づき、各会派からの意見を伺った上で、答申どおり、報酬を平均0.15%削減する議案ということで固まっている。全員一致で固まったので、提出者は議会運営委員会委員全員、そして提案説明は私から行う。

議案は資料が添付されているが。内容はこちらのとおりなので、よろしく願います。この件について、改めて何かあるか。——それでは、この後の議会運営委員会において改めて説明する。

《定例会の日程について》

富本理事 これに関連して、定例会の日程の追加があるので、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。

資料3のほうで網かけになっている部分が追加となる。区長提出議案4件及び議員提出議案第7号の議案上程のために、本日9時半、この後に議会運営委員会、あす27日、都市環境委員会終了後に本会議を開催するという運びでいかがか。

また、議員提出議案第7号の議案審査については、前回申し合わせのとおり、11月28日までに発言通告等がなければ、4定最終日の議運において議案審査を行うということになると考えている。

富本理事 今説明があったように、きょう、人事委員会のほうに確認をする作業があるので、本会議はあしたの夕方ということになる。

その後、付託して、それぞれの議案が審査されるということで、議運については、従来であれば2日に自動的に入っていたが、この間の理事会で決定したように、発言通告がなければ、今回は議運委員全員が提出者なので、最終日にまとめて行うというような形になる。新ルールの新ルールということになっているので、ご了解いただきたい。もし発言通告があった場合は、またそれぞれ委員の皆さんに連絡する。

ただいまの説明について何かあるか。——それでは、この後、議会運営委員会に諮るので、よろしく願います。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。——なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前 9時19分 閉会)